

用語集

木曽川水系流域委員会 用語解説（案）

～ 目次 ～

あ 行 -----

- ・愛知用水（あいちようすい）
- ・阿木川ダム（あぎがわだむ）
- ・安定水利権（あんていすいりけん）
- ・安定供給可能量（あんていきょうきゅうかのうりょう）
- ・維持流量（いじりゅうりょう）
- ・異常湧水（いじょうかつすい）
- ・伊勢湾台風（いせわんたいふう）
- ・イタセンパラ
- ・犬山頭首工（いぬやまとうしゅこう）
- ・杣（いり）
- ・岩屋ダム（いわやだむ）
- ・右岸（うがん）、左岸（さがん）
- ・液状化（えきじょうか）
- ・エコトーン
- ・越波（えつば）
- ・塩水化（えんすいか）
- ・塩水そ上（えんすいそじょう）
- ・オオサンショウウオ
- ・御囲堤（おかこいづつみ）
- ・岡島頭首工（おかじまとうしゅこう）

か 行 -----

- ・回収率（かいしゅうりつ）
- ・開発水量（かいはつすいりょう）
- ・海水の淡水化（かिसいいたんすいか）
- ・外水氾濫（がいすいはんらん）
- ・外来種（がいらいしゅ）
- ・外来生物法（がいらいせいぶつほう）
- ・夏期制限水位（かきせいげんすいい）
- ・確保水位（かくほすいい）
- ・確保流量（かくほりゅうりょう）
- ・河口堰（かこうぜき）
- ・河床（かしょう）
- ・過剰間隙水圧（かじょうかんげきすいあつ）
- ・河川管理者（かせんかんりしゃ）

- ・河川区域（かせんくいき）
- ・河川管理施設（かせんかんりしせつ）
- ・河川構造物（かせんこうぞうぶつ）
- ・河川法（かせんほう）
- ・河川法改正（かせんほうかいせい）
- ・河川水辺の国勢調査（かせんみずべのこくせいちょうさ）
- ・河道（かどう）
- ・湧水（かつすい）
- ・湧水対策容量（かつすいたいさくようりょう）
- ・湧水調整（かつすいちようせい）
- ・湧水流量（かつすいりゅうりょう）
- ・川表（かわおもて）、川裏（かわうら）
- ・河原植物（かわらしょくぶつ）
- ・環境基準類型指定（かんきょうきじゅんるいけいしてい）
- ・かんがい用水（かんがいようすい）
- ・慣行水利（かんこうすいり）
- ・感潮域（かんちょういき）
- ・感潮区間（かんちょうくかん）
- ・かん養（地下水かん養）（かんよう）
- ・木曽川水系河川環境管理基本計画（きそがわすいけいかせんかんきょうかんりきほんけいかく）
- ・木曽川水系河川空間管理計画（きそがわすいけいかせんくうかんかんりけいかく）
- ・木曽川水系水質保全連絡協議会（きそがわすいけいすいしつほぜんれんらくきょうぎかい）
- ・木曽川水系緊急水利調整協議会（きそがわすいけいきんきゅうすいりちようせいきょうぎかい）
- ・木曽川三川協議会（きそがわさんせんきょうぎかい）
- ・木曽三川公園（きそさんせんこうえん）
- ・木曽川水系湧水対策本部（きそがわすいけいかつすいたいさくほんぶ）
- ・木曽川総合用水（きそそかわうごうようすい）
- ・既得水利権（きとくすいりけん）
- ・既得用水（きとくようすい）
- ・既得利水（きとくりすい）
- ・逆調整（ぎゃくちようせい）
- ・給水制限（きゅうすいせいげん）
- ・狭隘地区（きょうあいちく）
- ・許可工作物（きよかこうさくぶつ）
- ・許認可事務（きよにんかじむ）
- ・許可水利権（きよかすいりけん）
- ・魚道（ぎょどう）

- ・距離標(きよりひょう)
- ・近代土木遺産(きんだいどぼくいさん)
- ・グリーンベルト事業(ぐりんべるとじぎょう)
- ・クレストゲート
- ・計画高水位(けいかくこうすいゐ)、HWL
- ・計画高水流量(けいかくこうすいりゅうりょう)
- ・計画給水量(けいかくきゅうすいりょう)
- ・景観法、景観緑三法(けいかんほう、けいかんみどりさんぼう)
- ・径間長(けいかんちょう)
- ・桁下高(けたしただか)
- ・ケレップ水制(けれっぷすいせい)
- ・工業用水(こうぎょうようすい)
- ・合口(ごうぐち)
- ・洪水営力(こうずいえいりょく)
- ・高水工事(こうすいこうじ)
- ・高水護岸工(こうすいごがんこう)
- ・高水敷(こうすいじき)
- ・洪水予報指定河川(こうずいよほうしていかせん)
- ・勾配(こうばい)、法勾配(のりこうばい)
- ・閘門(こうもん)
- ・護岸(ごがん)
- ・小段(こだん)

さ 行 -----

- ・最大取水量(さいだいしゅすいりょう)
- ・最大使用水量(さいだいしようすいりょう)
- ・在来種(ざいらいしゅ)
- ・魚がのぼりやすい川づくり推進モデル事業(さかながのぼりやすいかわづくりすいしんもでるじぎょう)
- ・朔望平均満潮位(さくぼうへいきんまんちょうゐ)
- ・桜つつみモデル事業(さくらつつみもでるじぎょう)
- ・暫定豊水水利権(ざんていほうすいすいりけん)
- ・潮止堰(しおどめぜき)
- ・支川(しせん)
- ・自然再生事業(しぜんさいせいじぎょう)
- ・支川堤防(しせんていぼう)
- ・自然流況(しぜんりゅうきょう)
- ・指定区間(していくかん)
- ・指定区間外区間(していくかんがいくかん)、(直轄管理区間)

- ・四刻八刻十二刻(しときはとときじゅうにとき)
- ・地盤沈下(じばんちんか)
- ・地盤沈下対策(じばんちんかたいさく)
- ・自噴水(じぶんすい)
- ・縦横断測量(じゅうおうだんそくりょう)
- ・受益地(じゅえきち)
- ・取水(しゅすい)
- ・取水制限(しゅすいせいげん)
- ・取水堰(しゅすいぜき)
- ・種の保存法(しゅのほぞんほう)
- ・常時満水位(じょうじまんすいゐ)
- ・使用水量(しようすいりょう)
- ・自流(じりゅう)
- ・自流取水(じりゅうしゅすい)
- ・侵食(しんしょく)
- ・親水護岸(しんすいごがん)
- ・浸透(しんとう)
- ・新丸山ダム(しんまるやまだむ)
- ・水域環境(すいりきかんきょう)
- ・水位情報周知河川(すいゐじょうほうしゅうちかせん)
- ・水害防備林(すいがいぼうびりん)
- ・水系(すいけい)
- ・水源地域ビジョン(すいげんちいきびじょん)
- ・水衝部(すいしょうぶ)
- ・水質(すいしつ)
- ・水質障害(すいしつしょうがい)
- ・水道用水(すいどうようすい)
- ・水防作業ヤード(すいぼうさぎょうやード)
- ・水面利用ルール(すいめんりようるーる)
- ・水門(すいもん)
- ・水利権(すいりけん)
- ・水力発電(すいりょくはつでん)
- ・水路式発電(すいろしきはつでん)
- ・清流ルネッサンス21(せいりゅうるねっさんず21)
- ・制限水位(せいげんすいゐ)
- ・制限流量(せいげんりゅうりょう)
- ・正常流量(せいじょうりゅうりょう)
- ・西濃用水(せいのうようすい)
- ・堰(せき)
- ・瀬切れ(せぎれ)

- ・節水(せつすい)
- ・瀬と淵(せとふち)
- ・背割堤(せわりてい)
- ・洗掘(せんくつ)
- ・選択取水(せんたくしゅすい)
- ・総合運用(そうごううんよう)
- ・総貯水容量(そうちよすいようりょう)
- ・側帯(そくたい)
- ・ソフト対策

た 行 -----

- ・第一種共同漁業権(だいいっしゅきょうどうぎよぎょうけん)
- ・高潮堤防(たかしおていぼう)
- ・宅地嵩上げ(たくちかさあげ)
- ・多自然型工法(たしぜんがたこうほう)
- ・多自然川づくり(たしぜんかわづくり)
- ・ダム
- ・ダム式発電(だむしきはつでん)
- ・多目的ダム(たもくてきだむ)
- ・湛水域(たんすいいき)
- ・湛水区間(たんすいいくかん)
- ・地下水(ちかすい)
- ・地下水涵養(ちかすいかんよう)
- ・地下水指針(ちかすいししん)
- ・地下水収支(ちかすいしゅうし)
- ・地下水条例(ちかすいじょうれい)
- ・治水容量(ちすいようりょう)
- ・中水道(ちゅうすいどう)
- ・直轄河川(ちよっかつかせん)
- ・直轄事業(ちよっかつじぎょう)
- ・沈水植物(ちんすいしょくぶつ)
- ・低水管理(ていすいかんり)
- ・低水工事(ていすいこうじ)
- ・低水護岸工(ていすいごがんこう)
- ・低水流量(ていすいりゅうりょう)
- ・低水路(ていずいろ)
- ・底泥除去(ていでいじょきよ)
- ・堤内地側(ていないちがわ)、堤外地側(ていがいちがわ)
- ・デッド容量(でっどようりょ)

- ・天端保護工(てんばほごこう)
- ・堤防(ていぼう)
- ・デ・レーケ
- ・東海地震、東南海地震(とうかいじしん、とうなんかいじしん)
- ・統合運用(とうごううんよう)
- ・頭首工(とうしゅこう)
- ・導水事業(どうすいじぎょう)
- ・導流堤(どうりゅうてい)
- ・特殊堤(とくしゅてい)
- ・特定かんがい(とくていかんがい)
- ・特定容量(とくていようりょう)
- ・特定貯水池流域保全事業(とくていちよすいちりゅういきほぜんじぎょう)
- ・徳山ダム(とくやまだむ)
- ・都市用水(としようすい)

な 行 -----

- ・内水氾濫(ないすいはんらん)
- ・長良川河口堰(ながらがわかこうぜき)
- ・75%水質値(ななじゅうごぱーせんとすいしつち)
- ・渚プラン(なぎさぷらん)
- ・二次林(にじりん)
- ・認可出力(にんかしゅつりょく)
- ・根固め(ねがため)、根固め工(ねがためこう)
- ・年間総流出量(ねんかんそうりゅうしゅつりょう)
- ・年超過確率(ねんちょうかかくりつ)
- ・農業集落排水施設(のうぎょうしゅうらくはいすいしせつ)
- ・濃尾用水(のうびようすい)
- ・法崩れ(のりくずれ)

は 行 -----

- ・ハード対策
- ・排水機場(はいすいきじょう)
- ・ハザードマップ
- ・派川(はせん)
- ・破堤(はてい)
- ・番水(ばんすい)
- ・樋門(ひもん)、樋管(ひかん)
- ・表流水(ひょうりゅうすい)
- ・深掘れ(ふかぼれ)

- ・覆土(ふくど)
- ・不特定かんがい(ふとくていかんがい)
- ・不特定補給計画(ふとくていほきゅうけいかく)
- ・不特定容量(ふとくていようりょう)
- ・フルプラン
- ・噴砂(ふんさ)
- ・分派(ぶんぱ)
- ・平均湧水流量(へいきんかつすいりゅうりょう)
- ・平水位(へいすいゐ)
- ・平水流量(へいすいりゅうりょう)
- ・豊水流量(ほうすいりゅうりょう)
- ・法定水利権(ほうていすいりけん)
- ・宝暦治水(ほうれきちすい)
- ・堀田(ほりた)
- ・本川(ほんせん)

ま 行 -----

- ・馬飼頭首工(まがいとうしゅこう)(木曾川大堰)
- ・牧尾ダム(まきおだむ)
- ・丸山ダム(まるやまだむ)
- ・三重用水(みえようすい)
- ・水際環境(みずぎわかんきょう)
- ・水資源開発(みずしげんかいはつ)
- ・水資源開発促進法(みずしげんかいはつそくしんほう)
- ・水資源機構(みずしげんきこう)
- ・水資源開発基本計画(フルプラン)(みずしげんかいはつきほんけいかく)
- ・水資源賦存量(みずしげんふそんりょう)
- ・水辺の楽校プロジェクト(みずべのがっこうぷるじえくと)
- ・ミチゲーション
- ・味噌川ダム(みそがわだむ)
- ・無堤地区(むていちく)

や 行 -----

- ・矢板(やいた)
- ・有効貯水容量(ゆうこうちよすいようりょう)
- ・揚水発電(揚水式水力発電)(ようすいはつでん(ようすいしきすいりょくはつでん))
- ・容量配分(ようりょうはいぶん)
- ・横山ダム(よこやまだむ)

ら 行 -----

- ・利水(りすい)
- ・利水安全度(りすいあんぜんど)
- ・利水施設(りすいしせつ)
- ・利水者(りすいしゃ)
- ・利水制限(りすいせいげん)
- ・利水制限流量(りすいせいげんりゅうりょう)
- ・利水容量(りすいようりょう)
- ・陸閘(りっこう)
- ・流域(りゅういき)
- ・流下(りゅうか)
- ・流下断面(りゅうかだんめん)
- ・流況(りゅうきょう)
- ・流水の正常な機能の維持(りゅうすいのせいじょうなきのうのいじ)
- ・流水の伏没(りゅうすいのふくぼつ)
- ・流量(りゅうりょう)
- ・砂礫河原(されきがわら)
- ・レッドデータブック

わ 行 -----

- ・輪中堤(わじゅうてい)
- ・ワンド

その他記号等 -----

- ・BOD(ビーオーディー)
- ・COD(シーオーディー)
- ・SS(エスエス)

「あ行」

・愛知用水（あいちようすい）

愛知用水は、岐阜県の東濃地域から愛知県尾張東部及びこれに続く水の乏しい知多半島一帯の農地開発を行うとともに、発電及び都市用水を供給することを目的として建設されました。昭和 30 年（1955）に愛知用水公団が設立され、水源としての牧尾ダム、幹線水路 112km と調整池等を建設し、昭和 36 年 3 月に完成しました。

・阿木川ダム（あぎがわだむ）

阿木川ダムは、木曾川支川阿木川の岐阜県恵那市東野地先に、洪水調節・流水の正常な機能の維持・都市用水の供給を目的として建設されたロックフィルダムです。

・安定水利権（あんていすいりけん）

安定水利権とは、取水が安定的に継続される水利権をいいます。具体的には、基準となる河川の流量から他の水利権流量と維持流量を確保しても取水可能な場合、さらに、ダム等により水源が確保されている場合の水利権をいいます。

・安定供給可能量（あんていきょうきゅうかのうりょう）

渇水時において、河川に対してダム等の水資源開発施設による補給を行うことにより、年間を通じて取水施設等への供給が可能となる水量をいいます。

・維持流量（いじりゅうりょう）

河川で、動植物の保護、漁業、景観、流水の清潔の保持、舟運、塩害防止、河口閉塞の防止、河川管理施設の保護、地下水位の維持など河川の基本的な機能保持のために最低限必要な流量のことをいいます。

・異常渇水（いじょうかつすい）

利水計画で想定している渇水を上回る渇水。通常、利水計画では 10 年に 1 度の確率で発生する渇水を想定し、そのときも安定的に取水できるよう策定され、これを上回る渇水を異常渇水と呼びます。異常渇水の際は、水利権があってもそれに応じた取水ができないとか、河川の水質が悪化するといった現象が生じます。大きな水系などでは、異常渇水時や異常渇水になる恐れが発生したときは、利水者相互間で渇水調整が行われます。

・伊勢湾台風（いせわんたいふう）

1959 年 9 月 26 日に紀伊半島に上陸し、東海地方を中心に近畿から東海の広範囲で大きな被害を及ぼした台風（1959 15 号）です。死者 4,000 を越える戦後史上最大の被害を招きました。

・イタセンパラ

昭和 49 年、国の天然記念物に指定された体長 10 cm ほどのタナゴの仲間です。流れが穏やかな場所を好み、ドブガイやイシガイなどの二枚貝に卵を産みつけ繁殖します。

・犬山頭首工（いぬやまとうしゅこう）

犬山頭首工は、濃尾用水（宮田用水、木津用水、羽島用水）の安定した取水ができるようにするため、昭和 32 年度に国営かんがい排水事業として着工し、宮田用水、木津用水、羽島用水の新設や改良工事とあわせて、同 43 年度に建設された頭首工です。

・杣（いり）

かんがい用水を取水するための取水樋門のこといい、木曾三川流域での呼び名です。

・岩屋ダム（いわやだむ）

岩屋ダムは、木曾川水系飛騨川支川馬瀬川の岐阜県益田郡金山町に、洪水調節・かんがい用水・上水道用水と工業用水の供給・発電を目的として建設されたロックフィルダムです。

・右岸（うがん）、左岸（さがん）

河川を上流から下流に向かって眺めたとき、右側を右岸、左側を左岸と呼びます。
“河道”のイメージ図参照

・液状化（えきじょうか）

飽和したゆるい砂などが、地震力の作用などによって、急激に抵抗力が落ち、液体状になる現象をいいます。地盤は土と土とのすき間に水を含みながら、土粒子同士が接触していることによって成り立っています。こうした地盤に、地震が発生して地盤が強い振動を受けると、今まで互いに接触していた土粒子の骨格は崩れます。この場合、土粒子間に含まれている水には、周りの土から力が加えられ、水圧が上昇します。そのため、土粒子は浮き上がり、液体と同じように自由に動きます。このように、液状化が発生すると地盤は一時的に弱くなり、堤防が沈下したり、水が土とともに地表に噴き出す噴砂現象が見られます。

図 1 は、砂などの粒がお互にくっついて、その間に水がある状態です。

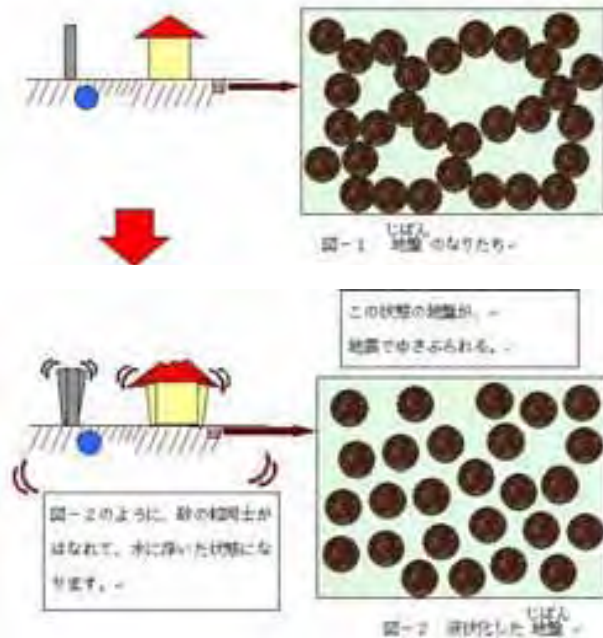


図 - 2 は、液状化現象がおこったあとの状態です。地震により地盤が強い振動を受け、互いに接触していた土粒子の骨格が崩れた状態です。液状化現象により、建物（アパートなど）は傾き、土管やマンホールなど地中に埋めてあるものが地面に浮き上がってきます。

図 - 3 で、バラバラになった砂の粒が沈んで、地面に水が出てきています。また、地面の裂け目から砂まじりの水が噴き出すことがあります（噴砂）。

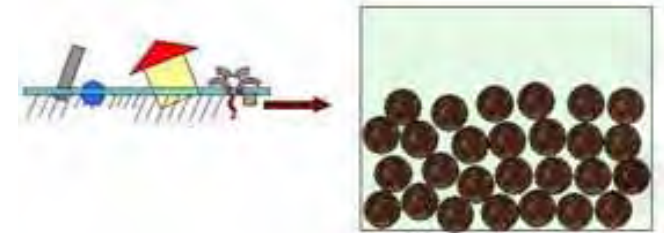
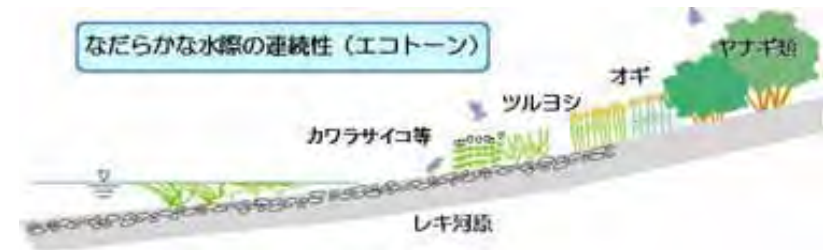


図-3 液状化した地盤

・エコトーン（移行帯または推移帯）

異なる環境が連続して変化していく場所のことで「移行帯」または「推移帯」とも呼ばれ、ここでは川岸の水際の多様な自然環境の様子を表しています。特徴としては、陸域から水域へかけて環境が連続して変化しているため、比較的限られた空間の中でいろいろな生物が生育・生息出来ます。このため、生物の多様性保全の観点から重要な場所であると考えられます。



・越波（えっぱ）

波の力によって、海水が防波堤や岸壁などの構造物の上の面（天端）を超えることです。

・塩水化（えんすいか）

一般に、地下水揚水によって地下水位が平均海面以下に下がった場合に、海水が陸地内に進入する現象をいいます。

・塩水そ上（えんすいそじょう）

塩水遡上とは、潮位（河口水位）が湖水位より高くなることなどの理由により、海の水が川を遡る現象のことです。

・オオサンショウウオ

昭和 27 年に国の天然記念物に指定された世界最大の両生類です。体長 1 m ほどに成長します。木曾川、長良川の上流から源流にかけての支川に生息します。

・御囲堤（おかこいづつみ）

江戸時代始めの慶長（けいちょう）13年（1608）徳川家康（とくがわいえやす）の命令によって、犬山から弥富（やとみ）までの木曾川左岸約47kmに築かれた堤防のこと。対岸の美濃側では、「美濃の諸堤は、御囲堤より低きところ三尺（0.9m）なるべし」とあり、堤防が低いままとなったため、水害から身を守るための輪中が発達しました。



御囲堤の断面



今も残る御囲堤（一宮市）は桜の名所

・岡島頭首工（おかじまとうしゅこう）

岡島頭首工は、農林水産省の「西濃用水事業」で建設され、西濃地方へ農業用水を送るための頭首工です。また、「西濃用水事業」では、西濃地方へ水を送る水路整備なども行っており、昭和43年に着工し、昭和59年に完成しました。岡島頭首工は「西濃用水土地改良区連合」で管理されています。

「か行」

・回収率（かいしゅうりつ）

工業用水の全淡水使用量のうち循環利用等により再利用される水の量を回収水量といい、全淡水使用量の中に占める回収水量の割合を回収率といいます。

・開発水量（かいはつすいりょう）

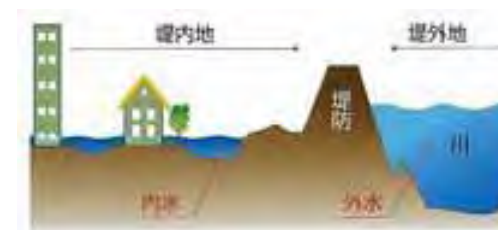
ダムなどによる水資源開発によって新たに利用可能となる水量をいいます。

・海水の淡水化（かすいのたんすいか）

海水中の塩分を除去し、海水を淡水化することです。淡水化により水資源として利用できます。

・外水氾濫（がいすいはんらん）

洪水流が堤防のない場所や堤防を越えて堤内地へ氾濫することです。



・外来種（がいらいしゅ）

外来種とは、もともとその地域にいなかったのに、人間の活動によって外国から入ってきた生物のことを指します。また、同じ日本の中にいる生物でも、ある地域からもともといなかった地域に持ち込まれた場合に、もともとその地域にいる生物に影響を与える場合があります。このような種についても、外来種とされている場合があります。

・外来生物法（がいらいせいぶつほう）

「特定外来生物」による生態系、人の生命・身体、農林水産業への被害を防止するため、それらの飼養、栽培、保管、運搬、輸入などの取扱いを規制し、特定外来生物の防除等を実施することを定めた法律で、平成17年6月に施行されました。正式には、特定外来生物による生態系等にかかる被害防止に関する法律です。特定外来種とは、明治期以降人間の活動によって外国から入ってきた生物のうち、生態系等に被害を及ぼすものとして法律で指定された種のことです。ブラックバス（オオクチバス）、ハリエンジュなど1科・13属・67種が指定されています（平成19年4月時点）。

・夏期制限水位（かきせいげんすい）

洪水調整を目的とするダムの中には、洪水期に洪水調節のための容量を大きくとるために、洪水期に限って常時満水位よりも水位を低下させる方式を採用するダムがあります。このような場合に、洪水期を超えてはならないものとして設定されている水位で、常時満水位より下に位置します。制限水位ともいいます。

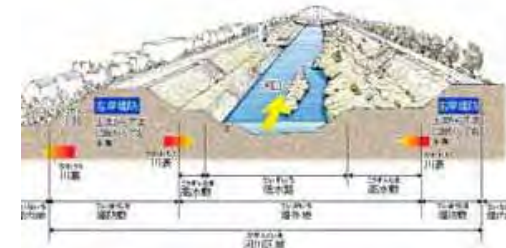
・確保水位（かくほすい）

複数の利水を目的に持つダムで、特にある目的に支障を与えないために確保することになっている水位を示します。発電に対して上水、かんがいなど発電以外の利水目的を保護するために設定されることがあります。確保水位によって確保される容量を、確保容量といいます。

- ・確保流量（かくほりゅうりょう）
水資源開発計画では、河川の基準地点において、正常流量を確保することを目標とし、その確保の対象となる流量を確保流量と呼んでいます。
- ・河口堰（かこうぜき）
河口の近くに設ける堰で、塩水そ上の防止した新規利水量の開発といった利水や治水などの多目的のために建設される場合が多いです。
- ・河床（かしょう）
河川において流水に接する川底の部分を河床と呼びます。
- ・過剰間隙水圧（かじょうかんげきすいあつ）
土の粒子の間を満たした水による圧力です。降雨等により水位が上昇すると水圧が上がって土の粒子間の結合を弱くするため崩壊が発生します。地震等の急激な力で上昇する一時的な間隙水圧を過剰間隙水圧と呼び、砂地盤の液化化はこの過剰間隙水圧により発生します。
- ・河川管理者（かせんかんりしや）
河川は公共に利用されるものであって、その管理は、洪水や高潮などによる災害の発生を防止し、公共の安全を保持するよう適正に行われなければなりません。この管理について権限をもち、その義務を負う者が河川管理者です。
- ・河川区域（かせんくいき）
一般に堤防の川裏の法尻から、対岸の堤防の川裏の法尻までの間の河川としての役割をもつ土地を河川区域と呼びます。河川区域は洪水など災害の発生を防止するために必要な区域であり、河川法が適用される区域です。
- ・河川管理施設（かせんかんりしせつ）
ダム、堰、水門、堤防、護岸、床止め、樹林帯、その他、洪水防御等河川管理を目的として設置された施設をいいます。
- ・河川構造物（かせんこうぞうぶつ）
河川に設けられる河川管理施設と許可工作物の総称をいいます。
- ・河川法（かせんほう）
河川について、災害の発生が防止され、適正に利用され、機能が維持されるよう管理し、国土の保全と開発に寄与するために、昭和 39 年に施行された法律。平成 9 年 5 月に一部改正されました。尚、旧河川法は明治 29 年に定められました。

“河道”のイメージ図参照

- ・河川法改正（かせんほうかいせい）
従来の河川法の主な目的は「治水」「利水」でしたが、平成 9 年の改正により「河川環境の整備と保全」「地域の意見を反映した河川整備計画制度の導入」等が追加されました。
- ・河川水辺の国勢調査（かせんみずべのこくせいちょうさ）
国土交通省及び自治体により、全国 109 の一級水系の河川及び主要な二級水系の河川や直轄・水質源機構のダム及び補助ダムについて、河川を“環境”という観点からとらえた基礎情報の収集整備を目的として実施されています。調査の内容は、「魚類調査」、「底生動物調査」、「植物調査」、「鳥類調査」、「両生類・爬虫類・哺乳類調査」、「陸上昆虫類等調査」の生物調査と、河道にある瀬・淵や水際部の状況などを調査する「河川環境基図作成調査」、河川空間の利用者などを調査する「河川空間利用実態調査」があります。
- ・河道（かどう）
平常時もしくは洪水時に流水が流下する区間のことです。類似する用語に「河川」がありますが、河川とは、河道及び堤防によって洪水氾濫から守られている住居や農地のある側(堤内地)を含む河道周辺を意味します。



複断面（ふくだんめん）、単断面（たんだんめん）
単断面は高水敷がなく、低水時も高水時も水面幅に大きな差がない構造です。一方、複断面には高水敷があり、高水時の水面幅が低水時の水面幅に比べて大きく広がる特徴を持っています。



・ 濁水（かつすい）

長期間、雨が降らなくなり、川の水量が減ったことによって起こる水不足のことをいいます。一般的には、水資源としての河川の流量が減少あるいは枯渇した状態です。自然現象としては、流域の降水量が相当程度の期間に渡って継続して少なくなり、河川への流出量が減少したため、河川の流量が水資源開発施設により確保すべき流量より少ない流量が継続する状態です。従来、概ね 10 年に 1 回程度発生すると想定される規模の濁水を対象に、安定した取水を行えるよう水資源開発施設が計画されています。

・ 濁水対策容量（かつすいたいさくようりょう）

計画で想定している以上の大濁水（異常濁水）に備えて、通常の利水容量とは別に異常濁水時においても社会生活を維持するために最小限必要な水を供給するためにダムにあらかじめ蓄えておく容量です。

・ 濁水調整（かつすいちようせい）

川の流量が異常に少なくなり、取水困難になった場合において、被害をできるだけ少なくため、関係者間で行う調整をいいます。

・ 濁水流量（かつすいりゅうりょう）

1 年を通じて 355 日はこれを下らない流量のことです。

・ 川表（かわおもて）、川裏（かわうら）

堤防の水が流れている方を川表、住居や農地などがある方を川裏と呼びます。
“ 河道 ” のイメージ図参照

・ 河原植物（かわらしょくぶつ）

洪水で水を被り、他の植物が生育しにくいような裸地的な河原に生育する植物のことです。木曽川水系では、カワラサイコ、カワラハハコ、カワラヨモギ等が確認されています。

・ 環境基準類型指定（かんきょうきじゅんるいけいしてい）

環境基本法により定める事となっている、河川などの公共用水域の水質汚濁における環境上の条件として、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準のうち、生活環境の保全に関する環境基準を、該当する水域毎に定められています。河川であれば、AA～E までの 6 段階に区分されており、この区分を類型と言います。例えば、河川の汚濁状況を図る指標である BOD 基準値で言えば、AA 類型 1 mg/L 以下、A 類型 2 mg/L 以下、B 類型 3 mg/L 以下、C 類型 5 mg/L 以下、D 類型 8 mg/L 以下、E 類型 10 mg/L 以下となっています。また、ダム等の湖沼では、AA～C までの 4 段階に区分されており、河川の基準とは異なったものとなっています。

・ かんがい用水（かんがいようすい）

水を川や湖などから引いてきて農地を潤すことをかんがいといいます。かんがいには、稲作などに必要な水田かんがいと、野菜や果物に必要な畑地かんがいがあります。農作物を生育させるために必要な水が自然の降雨だけでは不足する場合、人為的に河川、湖沼、湧水等から水を引いてきて農地に供給することを「かんがい」といい、その引いてきた水を「かんがい用水」といいます。

・ 慣行水利（かんこうすいり）

旧河川法の制定前あるいは河川法指定前から、長期に渡り継続、かつ反復して水を利用してきたという事実があって、その排他的支配が社会通念によって承認されて権利化したものをいいます。主にかんがい用水ですが、飲水使用等もあります。

・ 感潮域（かんちょういき）

河口付近では、潮の満ち引きにともなって川の水位が上下し、また海水と河川水が混じりあっており、海の影響を受ける川の範囲を「感潮域」といいます。

・ 感潮区間（かんちょうくかん）

河口（河川の水が海に流入する時、河川と海の接点となる場所）付近において、川から流入する淡水と海からの塩水が混合する区間のことをいいます。

・ かん養（かんよう）（地下水かん養）

水が自然にまたは人為的に地下に浸透し、帯水層（地層の中で、粒子間のすき間が大きく、大量の水分を保持できる層）に加わることをいいます。

・ 木曽川水系河川環境管理基本計画（きそがわすいけいかせんかんきょうかんりきほんけいかく）

河川の治水、利水機能を確保しつつ、河川環境管理に関する統合的かつ計画的に実施するための基本的な事項を定めたものです。下位計画として、河川空間管理計画があります。木曽川水系では、平成 2 年に策定されました。

・ 木曽川水系河川空間管理計画（きそがわすいけいかせんくわかんかんりけいかく）

河川環境管理基本計画の下位計画として、河川空間の適正な保全と利用に関する基本構想、事業の実施に関する計画等を定めたものです。木曽川水系では、平成 2 年に策定されました。

流域を 3 ブロックに分け、地域の特性を活かした基本構想を定め、大臣管理区間については、自然利用ゾーン、整備ゾーン、歴史ゾーン、景観ゾーン等のゾーニング区分が行われています。

- ・木曽川水系水質保全連絡協議会（きそがわすいけいすいしつほぜんれんらくきょうぎかい）
木曽川水系の公共用水域の水質について、その実態の把握及び汚濁機能の究明を行うとともに、緊急時の情報連絡や水質汚濁事故の処理、資材調達の相互協力及び水質浄化の啓発活動など、水質全般について流域の関係行政機関が相互の調整をはかることを目的に設けられた組織です。
- ・木曽川水系緊急水利調整協議会（きそがわすいけいきんきゅうすいりちようせいきょうぎかい）
木曽川の渇水時に調整、協議を行う会です。組織のメンバーは、利水者の代表である岐阜県、三重県、愛知県のほか、農林水産省、経済産業省および国土交通省で構成されています。渇水が生じる恐れがある場合、または節水運用の強化などが必要な場合、国土交通省がダムの状況と今後の見通し等を報告し、先の利水者が節水率などを協議します。
- ・木曽三川協議会（きそさんせんきょうぎかい）
昭和 35 年に木曽三川を総合的に把握し、利水の対策及び合理的な開発管理を図ることを目的に三県一市と関係行政機関で組織された協議会です。
- ・木曽三川公園（きそさんせんこうえん）
国が整備・管理を行っている全国 17 ヶ所の国営公園の 1 つです。昭和 55 年度から整備が進められ、平成 18 年度までに 11 ヶ所の利用拠点整備されています。
- ・木曽川水系渇水対策本部（きそがわすいけいかつすいたいさくほんぶ）
一級水系の流況が悪化または水利使用が極めて困難な時など渇水が予想される場合等に地方整備局渇水対策本部を設置し、各水系の渇水情報を収集するとともに、渇水調整案の作成、広報活動等を実施します。本省渇水対策本部は、2 以上の地方整備局渇水対策本部が設置された場合、その他渇水対策を推進するため、特別の必要があると認められた場合に、河川局長が設置します。本省本部においては、渇水情報を収集し、報道機関等に提供するとともに、関係省庁との情報交換、連絡調整にあたることとしています。
- ・木曽川総合用水（きそかわそうごうようすい）
木曽川総合用水は、木曽川総合用水事業によって建設された用水です。木曽川総合用水では、多目的ダムである岩屋ダムの建設事業と、岐阜県の木曽川右岸及び中流地区並びに濃尾第二地区のかんがい用水の補給、岐阜県・愛知県・三重県の水道用水、工業用水の供給・名古屋市の水道用水を供給する木曽川用水の建設事業とからなっています。
- ・既得水利権（きとくすいりけん）
水資源の開発計画の以前からの水利権を既得水利権といいます。
農業用水などでは、明治時代以前から認められていた水利権を既得水利権（あるいは慣行水利権）といいます。
- ・既得用水（きとくようすい）
水資源の開発計画の以前からの用水を既得用水といいます。
- ・既得利水（きとくりすい）
水資源の開発計画の以前からの利水を既得利水といいます。
- ・逆調整（ぎゃくちようせい）
水力発電所からの放流量いったん調整池に貯め、下流河川の水位変動を安定化させるために調節することです。
電力の需要は昼と夜では大きく異なり、また時間帯によっても変化する。水力発電は原子力や火力に比べ短時間に発電量を増減させることができるので、発電量の調節は主に水力発電で行われます。この結果、水力発電所では、昼間大量の水が発電放流されるが、夜間は放流されないなど放流量の変動が大きく、そのままでは下流の河川水位が大きく変動してしまうことがあります。このような場合、発電所からの放流を一旦調整池に貯め、調整池からの放流量を調節して、下流河川の水位変動を安定したものとすることを逆調整といいます。このときの調整池を、逆調整池と呼びます。
- ・給水制限（きゅうすいせいげん）
水道水の給水量を制限することです。例えば給水制限 10%とは、普段、一般の家庭や事業所に給水している量から 10%だけ給水量を減らすことです。
給水制限の具体的な方法としては、減圧給水と時間給水があります。最悪の場合、断水となる場合もあります。
- ・狭隘地区（きょうあいちく）
計画規模の洪水により家屋等が浸水する地区で、背後に山地等が迫るような箇所を指しております。
- ・許可工作物（きょかこうさくぶつ）
橋梁や道路、かんがい用水や水道用水を河川から取水するための施設、下水処理した水を河川に流す施設等、河川管理者以外が河川管理以外の目的で河川区域内に設置するものです。これらは河川管理者の許可を得て堤防に設置されていることから許可工作物と呼ばれています。
- ・許可水利権（きょかすいりけん）
河川法第 23 条において、「河川の流水を占用しようとする者は、国土交通省令で定

めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。」とされており、この規定により許可された流水の占用の権利を許可水利権といえます。

・許認可事務（きょにんかじむ）

許可、認可、免許、承認、確認その他の申請に基づいて行う事務のことです。

・魚道（ぎょどう）

魚などが上下流に上り下りできるように、河川を横断して設置される堰などに作られた水路のことです。



揖斐川第7床固魚道（神戸町・揖斐川）

・距離標（きょりひょう）

河口からの距離を表すもので、堤防等の位置や高さを明確に示すために約200m毎に設置しています。

例えば、河口からの距離が11.3km地点では、11.2K+100という表記で表しております。

・近代土木遺産（きんだいどぼくいさん）

幕末以降に西洋の近代土木技術が導入されてから、第二次世界大戦以前までに造られた土木施設のうち、現存しているものです。全国で約2,800件確認されています。このうち、社会へのアピール、土木技術のアピール、まちづくりへの活用を目的としたものが選奨土木遺産に指定されており、木曾川水系では、木曾川ケレップ水制群（愛知県愛西市）、美濃橋（岐阜県美濃市）、木曾川・揖斐川導流堤（三重県桑名市）が指定されています。

・グリーンベルト事業（ぐりんべるとじぎょう）

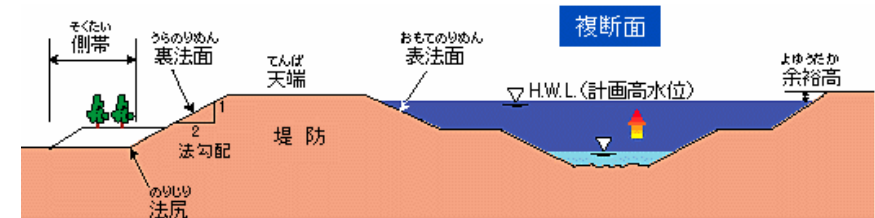
ダム貯水池周辺の荒廃地等において、降雨による過度な土砂の流入を防止または軽減するために森林の保全・整備を行い、緑豊かなダム周辺の環境を創出することを目的とした事業です。

・クレストゲート

ダムの堤頂部に設置されるゲートです。クレストとはダムの堤頂部のことです。

・計画高水位（けいかくこうすいゐ）、H.W.L

堤防の設計・河道の整備などの基準となる水位のことであり、計画規模以下の洪水は、整備完了後には計画高水位以下の部分を流れます。（現況では計画高水位以下の水位でも氾濫する場合があります。）



・計画高水流量（けいかくこうすいりゅうりょう）

河道を設計する場合に基本となる流量で、基本高水を河道と各種洪水調節施設に合理的に配分した結果として求められる河道を流れる流量です。言い換えればこれは、基本高水流量から各種洪水調節施設での洪水調節量を差し引いた流量です。

・計画給水量（けいかくきゅうすいりょう）

水道計画の基本となるもので、計画1日平均給水量、計画1日最大平均給水量、計画1人1日平均給水量、計画1人1日最大給水量、計画時間最大給水量を示します。

・景観法、景観緑三法（けいかんほう、けいかんみどりさんぼう）

都市、農山漁村等における良好な景観の形成を図るため、地域が一元的な景観行政を狙うことが可能となりました。景観についての総合的な法律の総称です。平成17年6月に施行されました。

・径間長（けいかんちょう）

橋梁の橋脚間隔の距離のことです。

・桁下高（けたしただか）

橋の桁の下端と計画高水位との間の距離のことです。

・ケレップ水制（けれっぷすいせい）

川を流れる水の作用（浸食作用など）から河岸や堤防を守るために、水の流れる方向を変えたり、水の勢いを弱くすることを目的として設けられる施設です。明治時代に木曾川の下流に多く設置され、当時の技術指導者ヨハネス・デ・レーケをたたえ、ケレップ水制と呼ばれています。

・工業用水（こうぎょうようすい）

製品の製造、加工等のために使用される水。冷却水、製品処理・洗浄用水、温調用水、ボイラー用水、原料用水等が含まれます。

・合口（ごうぐち）

いくつかの分かれていた取水口を統合して、一箇所に共同の取水口を設けて取水すること。

・洪水営力（こうずいえいりょく）

洪水時の流水外力が、土砂の侵食、運搬、堆積作用といった現象を起し河川構造物に与える自然の力のことです。

・高水工事（こうすいこうじ）

堤防等を築造することにより、洪水の防御を目的とする工事を示しています。

・高水護岸工（こうすいごかんこう）

護岸は、堤防を洪水時の侵食作用に対して、保護することを主たる目的として設置されるものです。護岸には高水護岸と低水護岸、およびそれらが一体となった堤防護岸があります。



・高水敷（こうすいじき）

高水敷は、複断面の形をした河川で、常に水が流れる低水路より一段高い部分の敷地です。平常時にはグラウンドや公園など様々な形で利用されていますが、大きな洪水の時には水に浸かってしまいます。

“河道”のイメージ図参照

・洪水予報指定河川（こうずいよほうしていかせん）

水防法及び気象業務法の規定により、国土交通大臣または都道府県知事が気象庁長官と共同して実施する洪水予報の対象として、国土交通大臣または都道府県知事が指定した河川のことです。

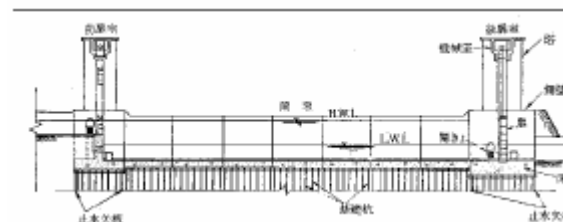
・勾配（こうばい）、法勾配（のりこうばい）

護岸や堤防などの斜面の部分の勾配（傾斜、傾き）です。直角三角形の鉛直高さを1としたときの水平距離がnの場合、1：nと表示します。たとえば1：2は2割勾配、1：0.5は、5分勾配というように、特殊な言い方をします。ちなみに、2割勾配は5分勾配よりも緩やかです。

“河道”のイメージ図参照

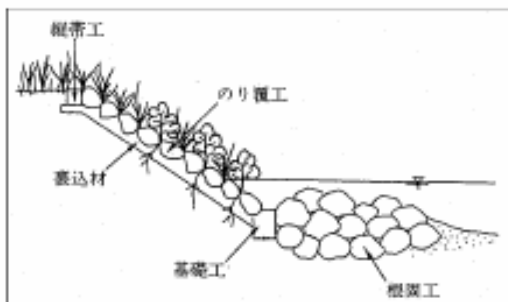
・閘門（こうもん）

河川、運河等において舟運を図るために設ける構造物で、堰あるいは水門によって水面が遮断された場合や、水面に高低差があるような河川間などで舟航を行う場合に設けられます。



・護岸（ごがん）

川を流れる水の作用（浸食作用など）から河岸や堤防を守るために、それらの表水面（おもてのりめん：川を流れる水があたる堤防などの斜面）に設けられる施設で、コンクリートなどで覆うような構造のものです。



・小段（こだん）

土砂で築造された堤防の安全性を図るため、堤防の中腹に設けられる平場のことを小段といいます。小段は、維持補修や水防活動といった作業を容易にする役割ももっています。

「さ行」

・最大取水量（さいだいしゅすいりょう）

水の使用に際し、取水できる最大の水量をいいます。

・最大使用水量（さいだいしようすいりょう）

水力発電所で使用する最大の水量のことをいいます。

・在来種（ざいらいしゅ）

もともとその地域に生息・生育している生物のことです。

・魚のすみやすい川づくり推進モデル事業（さかながのぼりやすいかわづくりすしんもでるじぎょう）

魚のすみやすい河川を目指し、河川の連続性を確保するため魚類の遡上・降下の阻害対策等を行う事業です。木曾川水系では平成3年度より揖斐川で実施してきています。

・朔望平均満潮位（さくぼうへいきんまんちょうい）

各月の朔(新月)または望(満月)の日の前2日、後4日以内に観測された最高満潮位の年平均値をもとに、期間中の総和を個数で除した値のことです。

・桜づつみモデル事業（さくらづつみもでるじぎょう）

河川の緑化を推進する必要がある区間について、堤防の強化を図るとともに桜などを植林して、積極的に良好な水辺空間の形成を図ることを目的に実施する事業のことです。

・暫定豊水水利権（ざんていほうすいすいりけん）

暫定豊水水利権とは、一般的に河川の流量が基準を越える場合に限り、取水が可能（不安定取水）である旨の条件（豊水条件）が付された水利権のことです。安定水利権とは異なり、河川に安定な水源（ダム等）が確保されていない場合、水需要が増大し緊急に取水することが社会的に強く要請される場合に、必要最小限度の範囲内において暫定的に取水が可能となる水利権で、一般的には河川流況が悪化した場合は取水の制限等の措置がとられることとなります。

・潮止堰（しおどめぎき）

河川の下流部で、海水が遡上することによって、塩害などが生じないように設置される堰のことです。

・支川（しせん）

本川に合流する河川です。また、本川の右岸側に合流する支川を「右支川」、左岸側に合流する支川を「左支川」と呼びます。さらに、本川に直接合流する支川を「一次支川」、一次支川に合流する支川を「二次支川」と、次数を増やして区別する場合があります。

・自然再生事業（しぜんさいせいじぎょう）

流量・水位などの変動が生物の多様な生息・生育環境を提供する「川の攪乱と更新システム」や土砂・栄養塩などの様々な物質が流入し移動する「物質の循環システム」などの、本来の「川システム」を再生・健全化することを主目的とした事業のことです。

・支川堤防（しせんていぼう）

支川からの外水氾濫を防止するため設置される堤防です。

支川と本川の合流点付近では、本川の水位が上昇したときには、本川の洪水が逆流してくることになるので、支川堤防は十分に安全な構造でなければなりません。

- ・自然流況（しぜんりゅうきょう）
取水排水、ダムなどによる貯留など、人為的操作を伴わない自然の状態です。
- ・指定区間（していくかん）
一級水系の幹川など、国土交通大臣が直接管理する区間を直轄管理区間といい、それ以外の国土交通大臣が指定し、管理の一部を都道府県に委任している区間を指定区間と呼びます。
- ・指定区間外区間（していくかんがいくかん）（直轄管理区間）
一級水系の幹川など、国土交通大臣が直接管理する直轄管理区間を、それ以外の国土交通大臣が指定し、管理の一部を都道府県に委任している指定区間に対し、指定区間外区間といいます。
- ・四刻八刻十二刻（しときはつきじゅうにとき）
木曾川、長良川、揖斐川の順に地盤が低くなっていることから、揖斐川が洪水となり、続いて長良川、木曾川の順に洪水となることの例えです。一刻は約2時間のこと。
- ・地盤沈下（じばんちんか）
軟弱な地盤に見られる現象。地表面が次第に沈下することです。最近では地下水の過剰汲み上げに基づく粘土層や帯水層の圧縮から起こる人為的災害が多いです。濃尾平野では昭和30年代から最大1.6m沈下しています。
- ・地盤沈下対策（じばんちんかたいさく）
地盤沈下を制御するための対策です。
地盤沈下対策としては、地盤沈下を根本的に止める対策から、地盤沈下によって機能の低下した施設の機能回復、関係者や住民の理解と協力を得るための広報活動など様々な分野に及んでいます。具体的には揚水規制、地下水の涵養などがあります。
- ・自噴水（じふんすい）
被圧地下水の圧力面が地表面より上にあつて、地表まで噴出する地下水のことをいう。
- ・縦横断測量（じゅうおうだんそくりょう）
河川の縦断方向、横断方向の形状を計測する測量のことです。
- ・受益地（じゅえきち）
当該施設（取水施設など）により利益を受ける区域をいい、農用地以外の面積も含まれます。
- ・取水（しゅすい）
河川等から都市用水、かんがい用水あるいは発電用水のために、堰など施設を用いて、必要な量の水を取り入れることです。
- ・取水制限（しゅすいせいげん）
渇水時において、関係利用者間の調整に基づき、川からの取水量を減少させることをいいます。例えば取水制限10%とは、普段の取水量から10%取水量を減少させることです。
水利使用の許可の条件の一つでもあり、河川の流量が正常流量その他基準地点における一定流量（取水制限流量という）を越える場合のみ、その超える部分の範囲内において取水できる旨の制限を加えるものとしています。
- ・取水堰（しゅすいぜき）
水を確保するため、川の水をせきとめ、貯水池や浄水場に引き入れるのが取水堰である。川の水位を確保しながら、水道用水、農業・工業用水、また発電用水を取水する。
- ・種の保存法
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存を図るため、指定した種の捕獲や所持・流通等の規制、生息地の開発等の制限、保護増殖を実施することを定めた法律で、平成5年4月に施行されました。指定した種は、国内希少野生動植物種、国際希少野生動植物種、緊急指定種からなり、国内指定野生動植物種としては、イリオモテヤマネコ、トキ、イタセンパラ等が指定されています。
- ・常時満水位（じょうじまんすい）
ダム計画において、貯水池に設定された非洪水時の貯水位の最高水位のことです。
- ・使用水量（しやうすいりょう）
水力発電所で発電に使用される水量のことです。
- ・自流（じりゅう）
ダムなどによって流量調整を行わないときに、その河川に自然状態で流れている水の量です。
- ・自流取水（じりゅうしゅすい）
ダムなどの貯留施設からの補給水ではなく、自然の状態ですべての河川水を取り入れることです。

・侵食(しんしょく)

流水などの作用で河床部や堤防の土砂が削り取られることをいいます。

・親水護岸(しんすいごがん)

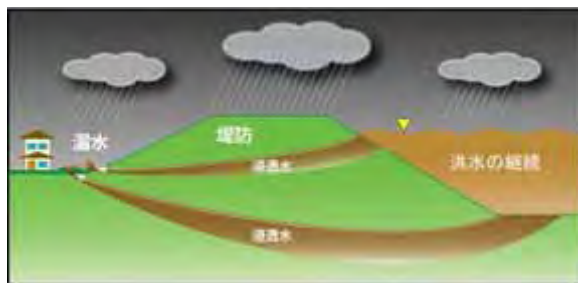
水に親しみやすくすることを「親水性(しんすいせい)」といい、親水性に配慮した形状の護岸を親水護岸と呼んでいます。この護岸は、勾配を緩くする、または階段を設置する等、子供や高齢者等でも水に触れられるような構造にします。



長良川プロムナード

・浸透(しんとう)

河川水および降雨などが次第に堤防の内部にしみ込んでいく現象をいいます。また、堤防内部に浸透した水が川裏や堤内側の地盤から湧き出す状態を漏水といい、湧水量が多くなると川裏側から堤防を崩すことがあり、堤防の被災の原因の一つとなります。

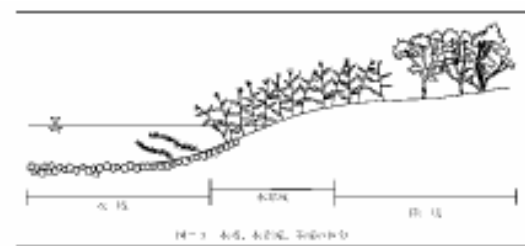


・新丸山ダム(しんまるやまだむ)

新丸山ダム建設事業は、治水及び利水事業の一環として行われると共に、現在の発電所の出力を増強する目的で、昭和55年度から実施計画調査に入り、昭和61年度に建設省直轄の多目的ダム事業として建設に着手しました。新丸山ダムは、木曾川水系木曾川の岐阜県加茂郡八百津町の既設の丸山ダムを嵩上げて建設されるダムです。洪水調節、既得取水の安定供給、河川環境保全のための流水の確保及び発電を目的とする多目的ダムであり、国内最大級の嵩上げによる工事となります。

・水域環境(すいいきかんきょう)

河川の空間は、水が流れるあるいはとどまっている水域(水域環境)、日常的に水の影響を受ける水際(水際環境)、日常的には水の影響を受けない陸地に分けられます。水域環境は、魚類、底生生物などの生息空間となっています。



・水位情報周知河川(すいいじょうほうしゅうちかせん)

洪水予報河川以外の河川のうち、洪水により重大または相当な被害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川のことです。

・水害防備林(すいがいぼうびりん)

河岸に群落として繁茂している竹林のことです。竹は土の中に根を伸ばし、しなやかな枝は、洪水による水の勢いを弱める力があります。現在のように堤防をつくることができなかった時代に、この水害防備林(竹林)は人々の暮らしを守っていました。

・水系(すいけい)

同じ流域内にある本川、支川、派川およびこれらに関連する湖沼を総称して「水系」といいます。その名称は、一般的に本川名をとって木曾川水系などという呼び方が用いられています。

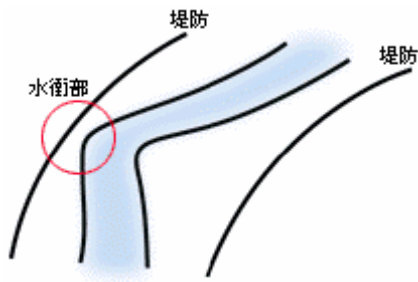
・水源地域ビジョン(すいげんちいきびじょん)

ダムを活かした水源地域の自立的・持続的な活性化を図り、流域内の連携と交流によるバランスのとれた流域圏の発展を図ることを目的とした行動計画のことです。これらは、ダム水源地域の自治体、住民等がダム事業者・管理者と共同で策定主体となり、下流の自治体・住民や関係行政機関に参加を呼びかけながら策定する水源地域活性化のための計画です。

・水衝部（すいしょうぶ）

河川の湾曲部などで水の流れが強くあたる箇所で、洗掘が生じやすい区間のことで

す。



・水質（すいしつ）

種々な目的に利用するための適合性の判定の基礎としての水の性質です。物理的、科学的、生物学的及び細菌学的な性質を表す種々な指標によって評価します。水利用の適否、人間の健康への影響、生態系への影響は水質により定まるので、環境基準及び排水基準が設けられています。

・水質障害（すいしつしょうがい）

かんがい用水の水質汚濁によって生じる作物の害を示します。作物の正常な生育が阻害されて収量が低下したり、収穫量が重金属のような有害物質で汚染される等の害があります。

・水道用水（すいどうようすい）

水道用水は、飲料水、入浴、洗濯等の生活用水や、事務所、商業施設、病院、公共施設等の都市活動で使用される都市活動用水も水道用水に含まれます。上水道ともいふことがあります。

・水防作業ヤード（すいぼうさぎょうやード）

災害時に水防活動や応急復旧の拠点となる、河川防災ステーション等に整備するもので、水防資機材の備蓄基地にある土のう袋を使い、土のうを作成するなどに用いられる場所です。

・水面利用ルール（すいめんりょうるー）

水上バイク、ウィンドサーフィン等の利用者の急増に伴い、事故やトラブル等の問題が顕在化していることから、関係団体、関係機関とともに定めたルールです。現在は、木曾三川下流部、木曾川大堰上流での利用ルールが、長良川の長良橋から藍川橋まで通航規制が定められています。

・水門（すいもん）

堤防を分断してゲートを設置した施設を水門と呼びます。水門を堰と混同される場合がありますが、水門はゲートを閉めた時に堤防の役割を果たします。

・水利権（すいりけん）

水を使用する権利。歴史的、社会的に発生した権利であり、現在では、河川法第23条で河川の流水の占有権を国土交通省令によって認められたものを許可水利権といいます。また、それ以前において認められていたものは慣行水利権といいます。用水権、水利使用権、流水使用権、流水占有権ともいいます。

・水力発電（すいりょくはつでん）

水の位置エネルギーを利用して電気を生み出す発電方式です。河川の水を高い所から低い所まで導き、その流れ落ちる勢いにより水車を回して電気を起こします。水の量が多いほど、また流れ落ちる高さ（落差）が大きいほど、発電量は大きくなります。水力発電は、再生可能・純国産・クリーンな電源といわれ、日本の全発電量の約1割が水力発電によってまかなわれています。

・水路式発電（すいろしきはつでん）

河川の水を緩やかな勾配の水路によって水槽に導き、河川の急勾配や屈曲を利用して得た落差により発電する水力発電をいいます。流れ込み式発電ともいいます。

・清流ルネッサンス21（せいりゅうるねっさんす21）

地元市町村等と河川管理者、下水道管理者及び関係機関が一体となって、水質改善目標を定め、水環境改善事業を総合的、緊急的かつ重点的に実施することを目的とした、アクション・プログラムのことです。正式名は水環境改善緊急行動計画です。木曾川水系では、平成6度から、支川の境川、新荒田川、荒田川、論田川、桑原川での取り組みが進められています。

・制限水位（せいげんすいゐ）

洪水調整を目的とするダムの中には、洪水期に洪水調節のための容量を大きくとるために、洪水期に限って常時満水位よりも水位を低下させる方式を採用するダムがあります。このような場合に、洪水期に超えてはならないものとして設定されている水位で、常時満水位より下となります。夏季制限水位ともいいます。

・制限流量（せいげんりゅうりょう）

水利使用許可条件の一つであり、河川からの取水やダムへの貯留により、その地点より下流の河川環境の保全や他の水利使用に支障を与えないよう設定する流量です。河川からの取水やダムへの貯留においては、河川流量がこの制限流量を超える場合のみ、その超える範囲内において取水や貯留ができ、取水量が不足する分はダム等の施設から補給を受ける必要があります。

・正常流量（せいじょうりゅうりょう）

正常流量とは、河川の流水の正常な機能を維持するために必要な流量のことであり、舟運、漁業、景観、塩害防止、河口閉塞防止、河川管理施設の保護、地下水位の維持、動植物の保護、流水の清潔の保持等を総合的に考慮し、渇水時において維持すべきであるとして定められた流量（河川維持流量）及びそれが定められた地点より下流における流水の占有のために必要な流量の双方を満足する流量であって、適正な河川管理のために定めるものをいいます。

・西濃用水（せいのうようすい）

西濃用水の事業区域は、濃尾平野の西北部にあたる揖斐川沿いの1市7町の約8,800haの区域です。横山ダムを水源とし、揖斐川町岡島地点に頭首工を設け取水の安定化を図るとともに揖東幹線・揖西幹線・西部幹線など用水路の全面改築を目的に昭和43年（1968）に着工し、昭和57年（1982）に完成しました。

・堰（せき）

農業用水・工業用水・水道用水などの水を川からとるため、水位を制御することを目的としたり、河床の安定を図るために河川を横断して設けられる施設を堰といいます。このうち取水を目的として設置された堰は、特に頭首工（とうしゅこう）や取水堰（しゅすいげき）とも呼ばれる場合があります。

・瀬切れ（せぎれ）

流水の伏没により水が無くなり途絶えることです。

・節水（せつすい）

各種用水において、最終水使用者を含む水利用者が水を節約し、使用水量を減らすことをいう。

・瀬と淵（せとふち）

瀬は水深が浅く、流れが速く、白波が立つ所であり、淵に比べて生物生産力が高いため、魚の餌場として利用されることが多いです。一方、淵は水深が深く、流れが緩やかなため、魚の休み場等として利用されます。このため、魚の生活には瀬と淵のいずれもが必要であり、両者が適切なバランスで分布するとともにそれらが連続して存在することが重要です。

・背割堤（せわりてい）

2つの川の合流をなめらかにしたり、一方の川の影響が他の河川におよばないように2つの川の間には設ける堤防のことで、明治時代の治水事業で、木曾 - 長良背割堤、長良 - 揖斐背割堤が造られ、水害が大きく減ることになりました。

・洗掘（せんくつ）

流水によって、堤防や低水護岸の前面の河床や河岸部、あるいは堤防の法面等が掘られたり崩されたりする現象のことで、

・選択取水（せんたくしゅすい）

ダム湖の水は表層・中層・下層で温度や濁度などが異なります。必要に応じて取水する高さを変え、深さにより異なる性質の水を目的に応じて取ることを選択取水といい、下流の冷水対策、濁水対策などとして利用されます。



徳山ダム選択取水設備

・総合運用（そうごううんよう）

複数のダムの一体的な操作により、個別に操作した場合よりも多くの開発水量を生み出すことを示します。

・総貯水容量（そうちよすいりょうりょう）

堆砂容量、死水容量、利水容量、洪水調節容量を全部合計したものです。

・側帯（そくたい）

堤防を安定させるため、または非常用の土砂などを備蓄したり、環境を保全するために、堤防の裏側（堤内地側）に土砂を積み上げた部分のことです。

“河道”のイメージ図参照

・ソフト対策

工事による対策でなく、適切な避難対策のためのハザードマップ作成や、早めの避難対策のための現在の雨量、主な河川の水位などの情報提供を実施すること等を指します。

「た 行」

- ・第一種共同漁業権（だいいっしゅきょうどうぎょぎょうけん）
一定地区の漁民が一定の漁場を共同を利用して漁業を営む権利。藻類、貝類、いせえび、うに、なまこ、餌むし、たこ等農林水産大臣が指定する定着性の水産動植物が対象となっています。
- ・高潮堤防（たかしおていぼう）
台風の接近に伴う気圧低下による吸い上げ、風による吹き寄せ、高波浪等を要因とした高潮（海面が通常より著しく上昇する現象）や越波による被害を防ぐ堤防のことです。
- ・宅地嵩上げ（たくちかさあげ）
ある特定の区域（集落等）を洪水の氾濫から守るために、防御対象となる宅地そのものを嵩上げする方策のことを指しています。



- ・多自然型工法（たしぜんがたこうほう）
コンクリートなどの素材に替えて、植物や土などを中心とした材料を使用することにより、より自然に近い状態を創出し、維持する工法を指します。
- ・多自然川づくり（たしぜんかわづくり）
平成2年以降の「多自然型川づくり」を踏まえ、今後の普遍的な川づくりの姿として、河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境、並びに多様な河川風景を保全あるいは創出するために、河川の管理を行うことです。

・ダム

- ダムとは、河川などの水を堰き止めて、水を貯めたり、水位を上げたりするために建設される構造物のことです。例えば、広辞苑は、ダムとは「発電・利水・治水・保全などの目的で河海の水をためるために河川・渓谷などを横切って築いた工作物とその付帯構造物の総称」としています。なお、古くは「堰堤」と呼ばれていたようで、広辞苑にも堰堤はダムである旨の記述があります。
一方、類似の施設として堰があります。ダムは高さが高く、堰はダムほどの高さはなく、横に長いといった感じがしますが、大規模な堰を想定すると両者の区別は必ずしも明確ではないように思われます。
- ・ダム式発電（だむしきはつでん）
河川にダムを築造し、貯留した水と、ダムの落差を利用して発電する方式をいいます。
- ・多目的ダム（たもくてきだむ）
治水目的（洪水対策）と治水以外の利水目的（発電、上水道など）とを兼ね備えたダムのことです。
- ・湛水域（たんすいいき）
堰などの河川を横断して一定の水位を確保している施設により、水位が維持されている上限区間までを指しています。
- ・湛水区間（たんすいくかん）
ダム等により河川の流水が貯留される一定の地域を湛水区域といい、貯留される流水の最高水位における水面が土地に接する線によって囲まれる地域です。ダム等の設置地点より湛水区域の上流側末端までを湛水区間といいます。
- ・地下水（ちかすい）
地下水には、地表から数十 m 程度に存在する浅層地下水と、地上から 200m 以上深い位置に存在する深層地下水があります。
- ・地下水涵養（ちかすいかんよう）
地下水涵養とは、地表水が地中へ浸透し浅層地下水に供給されることをいいます。都市化により地中への浸透量が減少したり、地下水の揚水量が涵養量を上回ることで地下水位低下が起こり、地盤沈下、井戸の枯渇、地下水塩水化などの問題が生じます。
- ・地下水指針（ちかすいししん）
地下水の採水に伴う水質障害及び地下水の水源の保全を図り、適正に地下水の利用を行うことに関する指針（方針）です。

・地下水収支（ちかすいしゅうし）

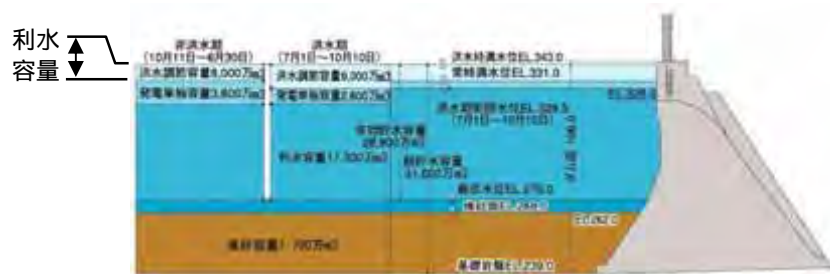
地下水のかん養量と流出量の収支をいいます。地下水のかん養量から揚水量及び河川やその他の地域への流出量を引いた値が正の場合は収支が健全と判断され、収支が負の場合は地下水位の低下や地盤沈下が懸念されています。

・地下水条例（ちかすいじょうれい）

地下水を採水することにより地盤の沈下、地下水の塩水化等の水質悪化の恐れがある地域に対して、都道府県知事が地下水の採取規制等必要な措置を講ずることとなっています。愛知県では公害防止条例で揚水等を規制しています。

・治水容量（ちすいようりょう）

洪水調節計画で対象としているダム地点における計画高水（ハイドログラフ）のピーク流量を所定の調節方式でカットして得られる容量に、通常 2 割程度の余裕を見込んだ容量。必要洪水調節容量ともいいます。



・中水道（ちゅうすいどう）

生活排水や産業排水を処理して循環利用する水を示します。雑用水とも呼ばれます。その用途は具体的には水洗トイレの用水、公園の噴水など人体と直接接しない目的や場所で用いられています。

・直轄河川（ちよっかつかせん）

一級河川のうち、国土交通大臣（国土交通省）が直接維持管理をしている区間のことです。

・直轄事業（ちよっかつじぎょう）

国土交通大臣が直接管理する区間等において、国により直接実施する事業のことです。

・沈水植物（ちんすいしょくぶつ）

水生植物のうち、植物体全体が水中にあり、水底に根を張っている植物です。

・低水管理（ていすいかんり）

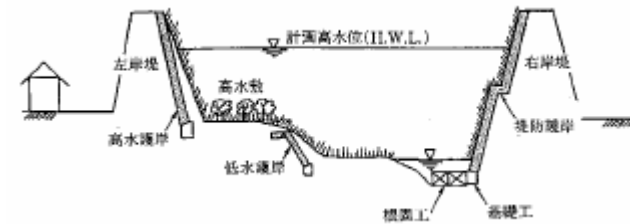
河川管理のうち、流水の利用面からの管理のことです。平常時における利水の安全度確保のほか、突発的な水質汚濁事故に対する監視、利水調整等があります。河川の流量の観測、利水者の取水量の監視などを行います。

・低水工事（ていすいこうじ）

平常時の流路を一定の幅内に固定化させるための工事を指しています。

・低水護岸工（ていすいごがんこう）

護岸は、堤防および低水河岸を、洪水時の侵食作用に対して保護することを主たる目的として設置されるものです。護岸には高水護岸と低水護岸、およびそれらが一体となった堤防護岸があります。



・低水流量（ていすいりゅうりょう）

1年を通じて 275 日はこれを下らない流量のことです。

・低水路（ていすいろ、ていずいろ）

低水路は、高水敷より一段低い部分の常に水が流れる敷地です。

“河道”のイメージ図参照

・底泥除去（ていでいじょきょ）

ダムが水位が低下した際に、底部に堆積した泥等をバックホウ、ダンプトラック等により掘削・排除する方策です。



貯砂ダム上流の掘削状況（横山ダム）

・堤内地側（ていないちがわ）、堤外地側（ていがいちがわ）

堤防によって洪水氾濫から守られている住居や農地のある側を堤内地、堤防に挟まれて水が流れている側を堤外地と呼びます。昔、日本の低平地では、輪中堤によって洪水という外敵から守られているという感覚があり、自分の住んでいるところを堤防の内側と考えていたといわれています。

“河道”のイメージ図参照

・デッド容量（でっどようりょう）

放流口より下にあるため利用できない部分のダム容量のことです。

・天端保護工（てんぱほごこう）

低水護岸の天端部分を洪水による侵食から保護する必要がある場合に設置するものです。

・堤防（ていぼう）

河川では、計画高水位以下の水位の流水を安全に流下させることを目的として、山に接する場合などを除き、左右岸に築造されます。構造は、ほとんどの場合、盛土によりますが、特別な事情がある場合、コンクリートや鋼矢板（鉄を板状にしたもの）などで築造されることもあります。

“河道”のイメージ図参照

・デ・レーケ

明治改修の設計を行ったオランダ人技術者のヨハネス・デ・レーケのことです。「川

を治めるにはまず山を治めるべし」との治山治水の思想のもと、築港や河川改修、砂防工事を指揮し、近代砂防の祖と称されている。木曾三川の他、四日市築港、淀川改修、大阪築港等を手がけました。

・東海地震、東南海地震（とうかいじしん、とうなんかいじしん）

それぞれ、駿河湾から静岡県西部、愛知県から三重県の沖合を震源とする地震のことです。以前の東海地震から150年が経過しており、今後30年以内に高い確率で発生が予想されています。

・統合運用（とうごううんよう）

複数のダムの容量を一括管理して、容量に余裕のあるダムから優先的に使うことでより効率の良い補給を行うことです。

・頭首工（とうしゅこう）

湖沼・河川などから用水路へ必要な用水を引き入れるための施設。普通取水位を調節するための取水堰と取入口及びそれらの付帯施設、管理施設から構成されています。農業用水の取水に用いられる取水堰の総称で、農業土木関係の用語です。

・導水事業（どうすいじぎょう）

生活排水や工場排水による水質汚濁、悪臭、景観破壊といった環境問題や河川水量の減少や枯渇化により潤いのある川の姿が失われつつあり、水環境の改善の必要性が高まりを見せている中、国、県、市が協力して良好な水辺空間の創出を図るために、豊かな水量のある河川や処理浄水から、導水により枯れた川に清流を復活し、併せて親水性ある河道整備を行う事業です。

・導流堤（どうりゅうてい）

砂の堆積や川の深掘れを防ぐために、川の流れを導くよう河口付近に設置される堤防のことです。木曾川河口の導流堤、揖斐川河口の導流堤は明治時代に造られ、近代土木遺産にも指定されています。

・特殊堤（とくしゅてい）

堤防は土を盛りたてて行くのが大原則ですが、特別な事情があり、石積みやコンクリート、鋼矢板（鉄を板状にしたもの）などで築造した堤防を特殊堤といいます。長良川の忠節には昭和初期に作られた玉石作りの特殊堤が残り、近代土木遺産に指定されている。

・特定かんがい（とくていかんがい）

ある特定の利水者のために期間限定して行うかんがいのことです。

・特定容量（とくていようりょう）

利用目的が特定されているダム容量のことです。

「な行」

・特定貯水池流域保全事業（とくていちよすいちりゅういきほぜんじぎょう）

貯水池周辺の植栽等の保全整備を行い、グリーンベルトの形成を図るとともに緑豊かなダム等の周辺の自然環境を保全し、河川の適正な利用と流水の正常な機能の維持を図る事業です。

・徳山ダム（とくやまだむ）

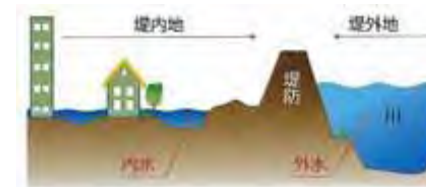
徳山ダムは、木曽水系揖斐川の岐阜県揖斐郡旧徳山村（藤橋村に合併され廃村）と同藤橋村との境に建設中の洪水調節・流水の正常な機能の維持・水道用水と工業用水の供給・発電を目的としたロックフィル型の多目的ダムです。

・都市用水（としょうすい）

水道用水と工業用水を総称して都市用水といいます。なお、都市部における事務所、宿泊施設、官公庁、商業施設、病院、公共施設等における種々の都市活動で使用される水は、都市活動用水と呼ばれ、水道用水の用途の一部です。

・内水氾濫（ないすいはんらん）

洪水時に本川の水位が支川の水位より高くなると、本川の水が逆流するのを防ぐために樋門等のゲートを開めます。このため支川の流水は本川に排水出来なくなり、堤内側で氾濫が生じる場合があります。このような現象を内水氾濫といいます。



【内水被害の仕組み】

大雨で本川の水位が支川の水位より高くなると、本川の水が逆流するのを防ぐためゲートを開めます。そうすると支川にたまった水はあふれてしまい内水被害が起こります。

【水門・樋門がない時】



【水門・樋門がある時】



【対策方法】

各地区の被害実績や地形、土地利用状況を十分調査し、排水機場の増設など最適な内水対策を進めます。



・長良川河口堰（ながらがわかこうぜき）

長良川河口堰は、木曽川水系長良川の5.4km（河川距離標）地点の三重県桑名郡長島町及び桑名市地先に、治水と利水を目的として建設された堰です。

・75%水質値（ななじゅうごばーせんとすいしつち）

年間の日間平均値の全データをその値が小さいものから順に並べ、 $0.75 \times n$ 番目（ n は日間平均値のデータ数）のデータ値をもって75%水質値としています。（ $0.75 \times n$ が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。）なお、環境基準値と比較して水質の程度を判断する場合は、この75%値を用いています。

・渚プラン(なぎさぷらん)

木曾三川の下流部・河口部では、地盤沈下等によりヨシ原や干潟が大きく減少したことから、自然再生の一環として、浚渫土砂等を利用して、豊かな生態系を育むヨシ原や干潟を再生する事業のことです。

・二次林(にじりん)

伐採や風水害などにより森林が破壊された跡に、土中に残った種子や植物体の生長などにより成立した森林のことです。

・認可出力(にんかしゅつりょく)

電気事業法により認可を受けた出力のことです。

・根固め(ねがため)、根固め工(ねがためこう)

護岸の先端が流れて洗掘されないよう護岸の根元を押さえる構造物です。
“護岸”のイメージ図参照

・年間総流出量(ねんかんそうりゅうしゅつりょう)

1年間に河川を流下する総水量のことです。

・年超過確率(ねんちょうかかくりつ)

年に1回起こるとかいう想定 of 洪水のことです。正確には対象流域においてある発生(生起)確率を有する規模の洪水で、この確率はその洪水の規模を超える確率(年超過確率)で表現されます。例えば、ある規模を越える洪水が発生する確率が30年に一度相当であれば、その洪水は1/30の確率と呼ばれます。

・農集落排水施設(のうぎょうしゅうらくはいすいしせつ)

農業用の排水の水質を保全し、農山村における生活環境を改善するための農山村地域における生活排水処理施設のことをいいます。公共下水道計画区域外の農業振興地域などの集落を対象とし、数集落の単位で効率的に整備を図る小規模分散の集合処理方式をとっています。

・濃尾用水(のうびようすい)

濃尾用水は、木津・宮田・羽島の三用水の取水口を犬山地点に合口してできた農業用水の新しい名称です。取水安定のため犬山頭首工を設け、合口するとともに用水路等の整備を図るため国営事業として昭和32年(1957)に着工し、昭和42年(1967)に完成したものです。

・法崩れ(のりくずれ)

洪水流による浸透や侵食等により堤防法面が崩れおちることをいいます。

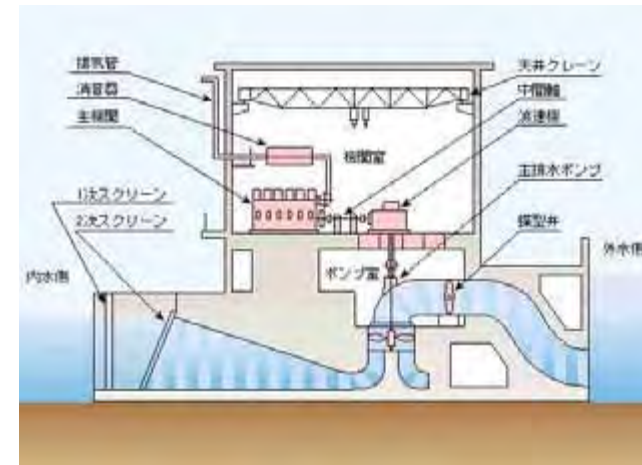
「は行」

・ハード対策

洪水による被害を少しでも軽くするための工事を治水工事(ちすいこうじ)と言います。このような工事による対策をハード対策と言います。

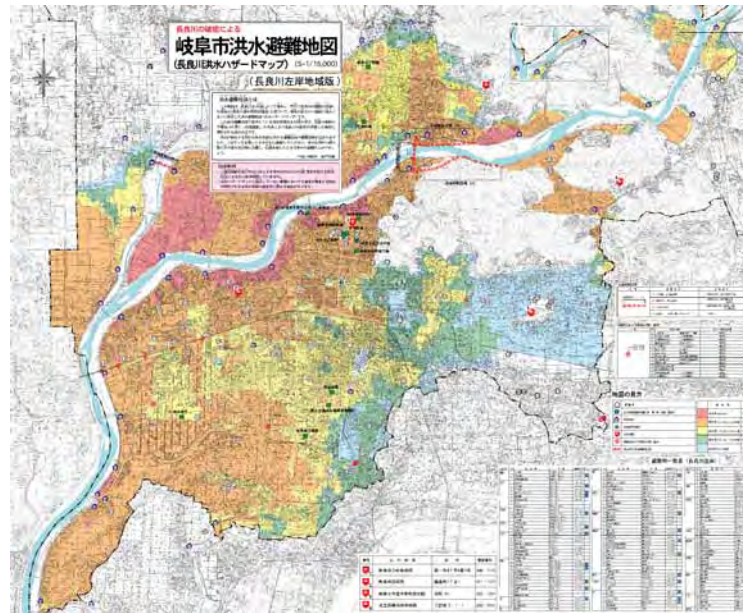
・排水機場(はいすいきじょう)

洪水時に樋門などを閉じてしまうと堤内地側に降った雨水が川へ出ていかないので、この水を川へくみ出す施設が必要となります。これが排水機場と呼ばれるもので、施設の中では排水ポンプが稼働して、堤内地側の水を川へ排出しています。



・ハザードマップ

浸水被害などの発生が予想される危険区域・避難場所等を示した地図のことです。

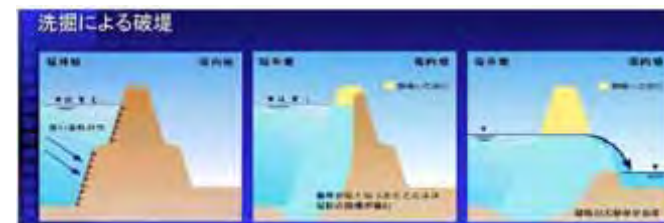


・派川（はせん）

川が海に出る前に、本流から分かれていく川のことです。

・破堤（はてい）

堤防が壊れ、増水した川の水が堤内地に流れ出すことをいいます。洗掘、亀裂、漏水、越水などが、増水した河川の堤防において生じると、破堤を引き起こす原因となります。

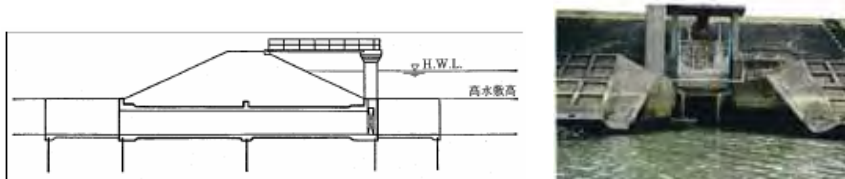


・番水（ばんすい）

受益地をいくつかのブロックに分け、水源からの取水を地区ごとに交互に行うかんがいの方法をいいます。河川が異常渇水の場合等水量が不足する場合に行われています。

・樋門（ひもん）、樋管（ひかん）

本川の水を取水したり、支川の水を本川に合流させるために、堤防を横断して設けられる施設を樋門（樋管）と呼びます。樋門（樋管）は、洪水時に本川の逆流を防止するためのゲートを設けてあります。



福江油島排水機樋管
（揖斐川・多度町）

・表流水（ひょうりゅうすい）

表流水とは、河川、湖沼の水のようにその存在が完全に表地面にあるものをいいます。取水が容易で量が確保しやすく、また降雨起源であるために比較的溶解性のイオンなどが少ないことから、もっとも優れた水道水源のひとつです。

・深掘れ（ふかぼれ）

流水によって、水衝部などの堤防や低水護岸全面の河床等が、深く掘れる現象のことをいい、あるいは掘れた状態をいいます。

・覆土（ふくど）

植生の復元、景観の向上等のためにコンクリートなどで造られた護岸を土砂などで覆うこと、または覆った土砂のことです。

“矢板”のイメージ図参照

・不特定かんがい（ふとくていかんがい）

不特定かんがいは、慣行に基づく農業水利権などの不特定多数に行われるかんがいです。

・不特定補給計画（ふとくていほきゅうけいかく）

流水の正常な機能の維持を目的としてダム貯水量を確保して補給する計画です。

・不特定容量（ふとくていようりょう）

ダム計画で、渇水時などで下流の計画基準点での自然流量が正常流量に達していない時に、不足する相当量をダムから放流して補うためにダム貯水池に貯めておく量のことである。

・フルプラン

水資源開発基本計画の通称。

水資源開発促進法において、国土交通大臣が閣議決定を経て、産業の発展や都市人口の増加に伴い広域的な用水対策を実施する必要のある水系として指定した「水資源開発水系」において定めるべき「水資源開発基本計画」のことです。現在、水資源開発水系として指定されているのは、利根川、荒川、豊川、木曾川、淀川、吉野川、筑後川の7つの水系であり、この全てにおいて水資源開発基本計画に基づき総合的な水資源の開発と利用の合理化が進められています。

・噴砂（ふんさ）

砂が泥水となって地中から地上に噴き出す現象のことです。地盤が液状化した場合や洪水時の浸透によりボイリングした場合等にみられます。液状化とは、普段は、しっかりした地盤が地震によって泥水状態になることをいいます。また、ボイリングとは、洪水時の水位の上昇によって地下水圧が大きくなり、堤防の川裏側の一部で大量の水とともに地面を破って土砂が噴き上がる現象です。



ボイリングにより田畑に穴が開いたようす

・分派（ぶんぱ）

本川から河川が分かれて流れることをいいます。

・平均渇水流量（へいきんかつすいりゅうりょう）

渇水流量とは、年間を通じて355日間はこの値を下回らない河川の流量のことです。平均渇水流量とは、渇水流量の平均値のことです。

「ま行」

- ・平水位（へいすい）
1年を通じて185日はこれを下らない水位のことです。
- ・平水流量（へいすいりゅうりょう）
1年を通じて185日はこれを下らない流量のことです。
- ・豊水流量（ほうすいりゅうりょう）
1年を通じて95日はこれを下らない流量のことです。
- ・法定水利権（ほうていすいりけん）
法律によって定められた用水の水利権のことです。
- ・宝暦治水（ほうれきちすい）
江戸時代の宝暦年間（1754～1755）に行われた三川分流の第一歩となった治水事業のことで、平田靱負（ひらたゆきえ）ら薩摩藩（現在の鹿児島県）の藩士により進められました。多額の出費と多くの犠牲が払われたことから、地元では治水神社を建立し、また藩士が植えたとされる松並木を大切に保存しています。
- ・堀田（ほりた）
濃尾平野の低湿地は排水が悪いため、田んぼは、土を掘って盛り上げ、その上に作付けしていました。現在は土地改良が進み、堀田は消失しました。



S43年頃



現在

（写真出典 左：「輪中と治水」 岐阜県小学校社会科研究会、右：岐阜県海津町 河合孝氏撮影）

- ・本川（ほんせん）
幹川を指し、一般に横から流入する支川に対して本川といえます。

- ・馬飼頭首工（まがいとうしゅこう）（木曽川大堰）
木曽川河口から26km上流、左岸愛知県稲沢市、右岸岐阜県羽島市の愛知・岐阜県境に建設された可動堰で独立行政法人水資源機構が管理しています。木曽川用水下流部の水源として建設され、上水道・工業用水・かんがい用水の供給を目的としています。
名古屋市に上水道、三重用水を通して三重県に上水道とかんがい用水及び濃尾地区一帯に工業用水を供給しています。さらに、長良川にある長良川河口堰と連携し、長良導水を通して知多半島方面にも上水道や工業用水も供給しています。
- ・牧尾ダム（まきおだむ）
愛知用水の水源として、1961年（昭和36年）に完成した。牧尾ダムは、高さは104.5メートルの中央土質遮水壁型ロックフィルダムです。1961年（昭和36年）に完成して以来、中京圏の水がめとして上水道・工業用水・かんがい用水を供給しています。
- ・丸山ダム（まるやまだむ）
丸山ダムは、飛騨川合流点から約15km上流の飛騨木曽川国定公園の景勝地蘇水峡に、洪水調節及び発電を目的として、昭和31年（1956）に竣工したダムで、木曽川水系はもとより、中部地方建設局管内で最初の多目的ダムです。丸山ダムは、木曽川本川の右岸岐阜県加茂郡八百津町・左岸岐阜県可児郡御嵩町に、洪水調節及び発電を目的として建設された直線重力式コンクリートダムです。
- ・三重用水（みえようすい）
三重用水は、鈴鹿山系の水を、三重県の桑名市などの北勢地方に供給している水資源機構の用水路です。牧田川などのいくつかの溪流から取水し、中里貯水池や菰野調整池など5つのダムに一旦貯め、受益地域に水が足りない時に補給しています。
- ・水際環境（みずぎわかんきょう）
河川の空間は、水が流れるあるいはとどまっている水域（水域環境）、日常的に水の影響を受ける水際（水際環境）、日常的には水の影響を受けない陸域に分けられます。水際環境は、水域と陸域を繋ぎ多様な動植物が生息・生育する空間となっています。
“水域環境”のイメージ図参照
- ・水資源開発（みずしげんかいはつ）
水の貯留や用途の振替、関連施設の効率的な運用により、新たに利用可能な水量を開発することである。近年、ダム建設適地の不足や社会的背景による工期と工事費の増大から、水資源開発手法の多様化が進められている。
- ・水資源開発促進法（みずしげんかいはつそくしんほう）

昭和 36 年 11 月 13 日法律第 217 号、最終改定：平成 14 年 12 月 18 日法律第 182 号)の水資源の開発促進等を定めた法律である。水資源開発促進法においては、国土交通大臣が閣議決定を経て、産業の発展や都市人口の増加に伴い広域的な用水対策を実施する必要のある水系を「水資源開発水系」として指定し、その水資源開発水系においては「水資源開発 基本計画(通称：フルプラン)」を決定することとしている。

・水資源機構(みずしげんきこう)

主に国土交通省を中心として農林水産省・厚生労働省・経済産業省の四省庁が所管する独立行政法人水資源機構法に基づく独立行政法人です。旧称は水資源開発公団。主に実施する事業は、下記のとおりです。

- 1)産業の発展および人口の集中する主要一級水系(利根川・荒川、木曾川・豊川、淀川、吉野川、筑後川)の流域に対する水の安定供給の確保を図ること。
- 2)水機構管理ダム・堰及び用水路・導水路・湖沼水位調整施設(琵琶湖・霞ヶ浦関連の利水事業)などの維持・管理。

・水資源開発基本計画(みずしげんかいはつきほんけいかく)

フルプランのことです。P.24 を参照してください。

・水資源賦存量(みずしげんふそんりょう)

水資源として、理論上、人間が最大限利用可能な水の量で、降水量から蒸発散によって失われる量を引いたものです。

・水辺の楽校プロジェクト(みずべのがっこうぶろじえくと)

子どもたちの河川利用の促進、体験活動の充実を図ることを目的として、地域の方々と協力しながら、水辺が自然体験の場、遊びの場として活用されるような仕組みをつくります。また、自然の状態をできるだけ保全し、あるいは瀬や淵、せせらぎなどの自然環境を創出するとともに、アクセス改善のための緩傾斜河岸の整備などを通じて、子ども達が自然と出会う安全な水辺をつくります。

・ミチゲーション

「人間の活動による生態系機能の損失を無くすこと(No net loss)」を前提として検討される手続きで、以下に示す 5 段階があります。より簡単に、「回避」、「低減」、「代償」の 3 段階とみなすこともあります。

- 1)回避：計画の全部あるいは一部中止、計画の見直しや変更等によって環境の影

響を避ける手法です。

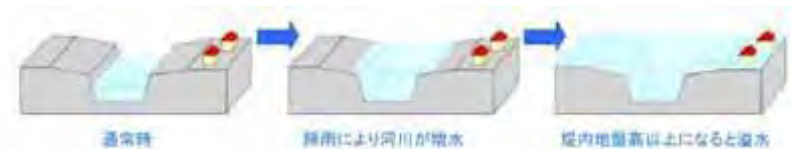
- 2)最小化：行為の度合や大きさ・施工を限定することによって影響を最小限に抑えます。
- 3)修正：影響を受けた環境について、回復・再生・修復するように修正します。
- 4)低減：行為の期間中、保護・維持作業によって長期にわたる影響を減じ除去します。
- 5)代償：置き換えや代替資源・環境を提供することによって影響を補償します。

・味噌川ダム(みそがわだむ)

味噌川ダムは、木曾川本川の最上流にあたる長野県木曾郡木祖村小木曾に建設された洪水調節・流水の正常な機能の維持、水道用水・工業用水の供給、発電を目的としたロックフィル型の多目的ダムである。

・無堤地区(むていちく)

堤防が整備されていない地区のことで、洪水時の河川水位と比べて地盤高が低く、溢水による氾濫が生じる地区のことです。



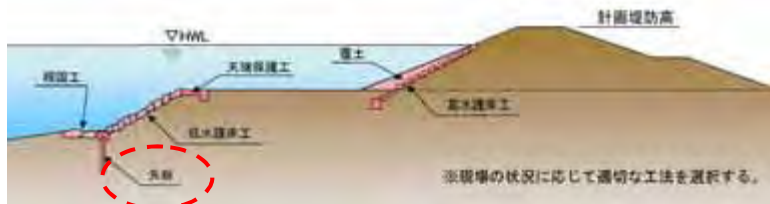
「や行」

・矢板(やいた)

地盤に打ち込まれる板状の杭で、互にかみ合わせるか食い込ませながら打ち込まれるため、すきまのない壁を造る際に使用されます。

・矢板（やいた）

地盤に打ち込まれる板状の杭で、互にかみ合わせるか食い込ませながら打ち込まれるため、すきまのない壁を造る際に使用されます。



・有効貯水容量（ゆうこうちょすいようりょう）

ダム全体の貯水容量から堆砂容量と死水容量を除いた容量のことをいいます。死水容量は、発電ダムなどで堆砂容量の最上面と最低水位が合致しない場合のその間の容量を指し、堆砂容量は、一定期間（一般には100年間）にダム貯水池に堆積すると予想される流入土砂を貯える容量です。

・揚水発電（揚水式水力発電）（ようすいはつでん（ようすいしきすいりょくはつでん））

1日の電力消費量は時間帯により大きく異なり、ピーク時には最も少ない時の約2倍にも達する。揚水式は、ピーク時に発電する方式です。主として地下に造られる発電所とその上部、下部に位置する2つの貯水池（上池・下池）から構成される。昼間のピーク時には上池に貯められた水を下池に落として発電を行い、下池に貯まった水は電力消費の少ない夜間に上池に汲み上げられ、再び昼間の発電に備えています。

・容量配分（ようりょうはいぶん）

多目的ダムの貯水池の容量は、洪水調節、不特定、発電、上水道、かんがいなど目的別に配分されます。

・横山ダム（よこやまだむ）

横山ダムは、揖斐川の岐阜県揖斐郡藤橋村に洪水調節・かんがい用水及び発電を目的として、昭和39年（1964）に竣工した中空重力式コンクリートダムです。

「ら行」

・利水（りすい）

暮らしや産業に必要な生活用水や工業用水、農業用水など、水を有効に利用することをいいます。

・利水安全度（りすいあんぜんど）

河川水を利用する場合に、渇水に対する取水の安全性を示す指標のことで、一般に何年に一度の規模の渇水に対してまで安全に取水可能であるかという表現をしています。ダムによる水資源開発の場合、10箇年の渇水第一位つまり10年に一度起こり得ると想定される渇水を対象に安定した取水を行うことができるよう計画されています。

・利水施設（りすいしせつ）

水道用水や工業用水、農業用水、発電等を利用または行うためにつくられた施設です。

・利水者（りすいしゃ）

発電、水道、かんがい等を目的として河川水を利用（取水、貯留）する権利（水利権）を有する者をいいます。

・利水制限（りすいせいげん）

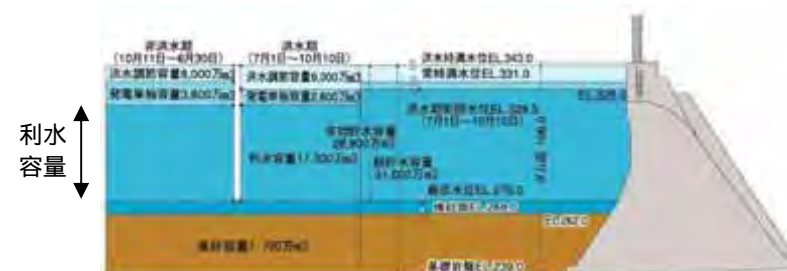
河川の流量がある値より少なくなると取水してはいけないと定めることです。

・利水制限流量（りすいせいげんりゅうりょう）

その河川で定めるある地点において、利水のための取水やダムへの貯留を制限するための基準となる流量のことです。

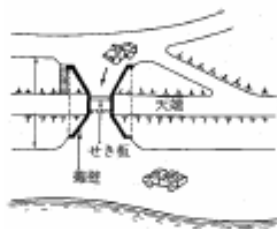
・利水容量（りすいようりょう）

利水計画に基づいて貯水池に設定される用水補給のための容量である。最低水位から常時満水位までの容量で、河川維持用水、都市用水等に利用される水を貯めるための容量のことです。



・陸閘(りっこう)

河川を横切る交通の確保等を目的として、堤防を一部分断または堤防を横断して設けられる施設で、洪水時に本川の逆流を防止するためのゲート、せき板、角落とし等の逆流防止施設を設けてあります。



長良陸閘

・流域(りゅういき)

降雨や降雪がその河川に流入する全地域(範囲)のことです。集水区域と呼ばれることもあります。



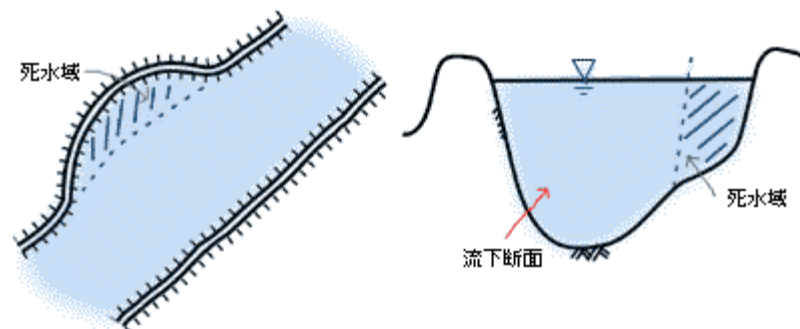
木曽三川流域図

・流下(りゅうか)

流水等の流体が、川底が低くなっている下流側へ移動する現象のことです。

・流下断面(りゅうかだんめん)

水を流すのに有効な河川の横断面のことです。平面的に見て急激に河道が広がって水が滞留するところはこれに含まれません。(死水域といいます)



・流況(りゅうきょう)

流量の状況(流況)のことです。

・流水の正常な機能の維持(りゅうすいのせいじょうなきのうのいじ)

動植物の保護、漁業、景観、流水の清潔の保持、舟運、塩害防止、河口閉塞の防止、河川管理施設の保護、地下水位の維持、既得かんがい用水等の確保などの機能を維持することに必要な流量のことをいいます。

・流水の伏没(りゅうすいのふくぼつ)

水量の減少により伏流水化することです。

・流量(りゅうりょう)

単位時間内に流れに直角方向の断面を通過する流体の体積を表す値で、単位は(m³/s)である。

・砂礫河原(されきがわら)

河川敷が広く、頻りに増水し洪水等の流れの作用を受けやすい場所は、礫(レキ)や砂礫からなる河原(レキ河原)が広がり、植物がまばらに生育します。

・レッドデータブック

絶滅のおそれのある野生生物について記載した本のことです。種ごとに危険性のランクが付けられています。全国レベルでは環境省が刊行しており、都道府県や市町村レベルでも刊行されています。環境省の危険性のランクは、絶滅危惧 IA 類 > 絶滅危惧 IB 類 > 絶滅危惧 II 類 > 絶滅危惧種の順です。



「わ行」

・輪中堤（わじゅうてい）

河道を形成する連続的な堤防に対して、ある特定の区域（集落等）を洪水の氾濫から守るために、その周囲を囲むように築造された堤防のことです。



・ワンド

洪水時のみお筋が湾曲して残された箇所、水制などによる砂州の形成によって河川の通常の流れと分離した箇所などで、流速がきわめて小さい閉鎖的な水域を指します。

「その他の記号等」

- ・ BOD（生物化学的酸素要求量 Biochemical oxygen demand）（ビーオーディー）
生物化学的酸素要求量。好気性微生物の増殖及び呼吸作用により、水中の有機物質が酸化分解される（自浄作用）とともに溶存酸素が消費される。この自浄作用の過程で消費される酸素量が BOD である。BOD は 20℃ で 5 日間に消費される酸素量を標準としている。BOD 値が高くなると、分解性の有機物（その他還元性の無機物）が多いことを示し、水中の溶存酸素（DO）は減少しやすく、水生生物に悪影響を与える。さらに BOD 値が高くなると DO がなくなり、嫌気性分解が起こり、メタン、硫化水素などが発生する。
- ・ COD（化学的酸素要求量 Chemical oxygen demand）（シーオーディー）
化学的酸素要求量。水中の有機物を酸化剤で分解するときに消費される酸化剤の量を酸素量に換算したもので、海水や湖沼の水質汚濁の程度を測る代表的な指標となっています。なお、BOD と同様に汚れがひどいほど値が大きくなります。
- ・ SS（浮遊物質 Suspended solid）
水中に浮遊または懸濁している直径 2 mm 以下の物質のことです。粒土鉱物や、プランクトン及びその死骸、下水等に由来する有機物や金属の沈殿物が含まれます。